路上イベントに関わる道路占用制度の緩和過程

1998 年以降の中心市街地活性化を目的とした路上空間活用イベントとの関連に着目して STUDY OF THE RELAXATION OF ROAD USE REGULATIONS IN JAPAN

An analysis of the impact of administrative decisions on the revitalization of city centers since 1998

岡松道雄*, 毛利洋子**, 木方十根*** Michio OKAMATSU, Yoko MOURI and Junne KIKATA

This study focuses on the relaxation of road use regulations following the implementation of the Law on Improvement and Revitalization of City Centers in 1998. Since the law was implemented 18 years ago, events such as open cafes and morning markets have been held on public roadways in regional centers across Japan, allowing for the temporary installation of benches, parasols, and other such furnishings, attracting people, and increasing activity in the areas. This study is divided into three phases: a review of the processes which contributed to a relaxation of the regulations; an analysis of the sociopolitical motivations behind relaxing road use regulations; and an examination of the impact of regulation relaxation on events held on public roadways.

Keywords: road private use, permission, relaxation of regulation, road event, road space utilization, temporal facilities 道路占用許可, 道路使用許可, 規制緩和, 路上イベント, 路上空間活用, 仮設物

1. はじめに

1-1 研究の背景

オープンカフェや朝市など、公共空間である道路に仮設物を設置し、賑わいを創出する地域イベントが増えている。イベントの多くは中心市街地の活性化を目的とし、反復的・継続的に開催される場合がある。それに伴い主催者は、道路交通法(以下道交法)に基づく道路使用許可に加え、道路法の道路占用許可申請を行う必要がある。過疎化や少子高齢化が進む地方都市では、活動を担うマンパワーが少なく、イベント開催自体が大きな負担であることに加え、申請手続きの労力も圧し掛かる。また制度上、路上空間活用のアイデアも制約され、地域活性の可能性が摘まれることも危惧される。

このような問題点に対して、道路占用許可条件を緩和して反復的・継続的に行われる路上活動等を行いやすくし、地域の活性化を促す動き^{注1)}がある。1998年に旧中活法^{注2)}が成立して以来、18年間で、国土交通省道路局(以下道路局)は2度に亘り「道を使用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」(以下、円滑化ガイドライン)^{注3)注4)}を発し、道路占用制度を緩和してきた。道路占用制度は道路の「空間機能」^{注5)}を支える基盤制度であることから、本稿では道路占用制度の緩和過程に着目しその変遷を追う。

1-2 既往研究の整理

道路占用制度についての学術研究は少なく、また研究が行われた 年代によって占用に関する研究対象が異なる。 まず、1987年から 2001年にかけて行われた研究で、戸沼ら ¹⁾は 道路占用物について機能的・交通的・景観的側面から問題を整理し、評価方法と運用・管理体制の提案を行った。山本ら ²⁾、栗本ら ³⁾、土井ら ⁴⁾は道路工事に伴う占用が、交通渋滞に及ぼす研究を行い、鈴木 ⁵⁾は明治からの道路占用制度について、電柱問題を中心に史学的整理を行っている。この時期に占用物を景観的な側面から捉える萌芽が見られるが、研究対象としては、インフラに係わる固定物または埋設物に関するものと工事に伴う占用物が主である。

2004年以降になると、石丸⁶⁾⁷・渡辺⁸⁾⁹による呉市・福岡市・久留米市・周南市(旧徳山市)と帯広市の屋台の状況と屋台政策(道路占用許可を含む)の調査がある。また、出口ら¹⁰⁾はソウルにおける屋台・露店の状況と政策・管理の状況を報告している。一方で2005年から2007年にかけて、窪田ら¹¹⁾¹²⁾¹³⁾が官民共同で道路管理・運用・協議・申請システムを開発する中で、紙ベースの膨大な道路占用物の占用許可更新を電子化している。仮設物・賑わい創出、申請手続きの簡素化、に繋がる基盤研究の時期として位置づけられるが、道路空間の総合的な活用という視点には至っていない。

一方、研究論文としてではなく、実務対応として 2007 年に篠原ら ¹⁴⁾が、公共空間の活用について課題整理を行なった著書がある。この中で 1980 年代後半から 2005 年の円滑化ガイドライン^{注3)}策定まで、法令や制度についてまとめた年表が作成されている。しかし、法令間の関係や成立の背景、また法令と制度通達との関係については詳

Prof., Dept. of Urban Environmental Design, Kagoshima College, National Institute of Technology, APEC Architect

Assist. Prof., Dept. of Urban Environmental Design, Kagoshima College, National Institute of Technology, Dr.Eng.

Prof., Graduate School of Science & Engineering, Kagoshima University, Ph.D.

^{*} 鹿児島工業高等専門学校都市環境デザイン工学科 教授・一級建築士 鹿児島大学大学院理工学研究科博士後期課程

^{**} 鹿児島工業高等専門学校都市環境デザイン工学科 助教・博士(工学)

^{***} 鹿児島大学学術研究院理工学域工学系 教授·博士(工学)

細に触れず、占用制度の変遷については明らかにしていない。また同年、石田ら ¹⁵⁾は道路の空間機能の重要性を主張し、後に道路法が空間機能に対応不足である点を指摘している。その後のまとまった報告として道路新産業開発機構による 2010 年および 2014 年の研究会報告書 ¹⁶⁾¹⁷⁾があり、2010 年の国交省国家戦略会議および新成長戦略(閣議決定)における道路占用の考え方と道路空間の活用事例が示された。このように占用制度はさらに変遷を重ね、2016 年 3 月に円滑化ガイドラインの改訂版^{注4)}が作成された。

1-3 研究の位置づけ

前節の整理から、本稿では路上 イベントに関わる仮設物を対象と した道路占用制度の変遷に着目す る。地方都市の中心市街地活性化 を目的とした仮設イベントが、図 1に示す公的空間^{注6)}である道路を 利用して実施された際、法制度の 側面から生じる課題を整理するも

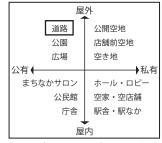


図1 都市の公的空間の分類

のである。そこで旧中活法が成立した 1998 年から改訂ガイドライン 発行までの 18 年間を対象とし、関連法規の時系列的整理を行なう。

1-4 研究の目的

本稿では道路占用制度の緩和過程を時系列に整理し、まず①緩和措置がどのような経緯をたどって行われたか、次に②緩和措置が行われた背景に、どのような概念や社会的要求があったかを明らかにする。最後に③緩和措置と地域イベントとの関係について考察する。

2. 研究方法と調査対象

2-1 研究の方法

道路占用に関連する法律は、2-2-1及び図2に示すA~Dの4法と国家戦略特別区域法がある。加えてこれらの制定や改正に伴う閣議決定や本部決定(以下閣議決定等)があり、それらから道路占用に関連する記述を抽出する。また、担当行政機関である国土交通省道路局(以下道路局)と警察庁交通局(以下交通局)から道路占用(又は使用)制度に関する各種の方針決定や通知(以下通知等)がなされている。これらの通知等には、施策成立の背景を表す記述(根拠)が含まれている。これらの記述に着目し一連の発布を、関連法毎に時系列に整理し一覧年表(表1)とすることで、閣議決定等や通知等相互の関係を明らかにする。さらに年表を基に、関連法(A~D)と区切りとなる年代(I~IV)毎に分けた図3を作成し、道路占用制度緩和の過程を視覚化することで、1-4に示す研究目的①を果たす。

次に、閣議決定等や通知等の「施策方針に関連する記述」に着目する。これらの記述を「概念」レベル、「具体化」レベルに整理し、その方針に従って実務として執行する「施策」を列記した一覧表(表2,表3)を作成する。これらを上記通知等の発せられた年代順に並べ、各施策の背景にあった概念とその変遷について考察する。必要に応じて、各施策に関連する各省庁関連の「解説」等を引用し、当時の社会的要求等について確認することで、研究目的②を果たす。

最後に、上記通達等に紹介されるか、緩和措置に関連して開催されたと思われる路上イベントを一覧表(表1、F欄)に加え、通達等との関連からイベント活動の位置づけを整理し考察する。本稿では道路占用制度の緩和過程の変遷を追うため、各路上イベントの詳

細内容については触れず、各イベントの実施時期に着目する。

2-2 調査対象

本稿では道路法第32条による道路の占用(以下道路占用)のうち、同条第1項六および七に規定される施設や工作物(特に地域イベント等に活用される仮設物)に関する取り扱いに着目する。道路占用を行なう際、これらの仮設物は、以下2-2-1に示す法律や施策と関連し設置等に制限を受ける。また、対象とする路上イベント事例について2-2-2に示す。

2-2-1 道路占用に関わる諸法と施策

道路占用に関連する法律には、1998年に施行されたA. 中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下旧中活法), B. 構造改革特別区域法(2002年12月,以下構造特区法), C. 地域再生法(2005年4月), D. 都市再生特別措置法(2002年4月,以下特措法),そして2013年の国家戦略特別区域法(以下戦略特区法)がある。調査対象としては、上記5法そのものより、各法成立までに内閣府(又は関連本部)でなされた閣議決定等に重きを置く。

また、上記の道路占用関連法の要請により道路法や道路交通法が改正されるが、この 2 法(令)とこれらの運用を周知するために道路局が策定した円滑化ガイドライン^{注 3})注 40, それに関連し同局と警察庁が発した通知・通達等の具体的施策 (E)とを調査対象とする。これは道路占用緩和施策の主幹をなすものである。以上をまとめ、法律 (A~D)、通達等具体的施策 (E)の関係を図 2 に示す。

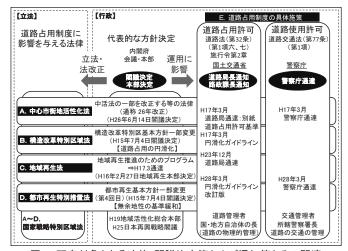


図 2 研究対象となる法律・閣議決定等および通知等とその関連

2-2-2 道路占用制度の変遷に伴い実施された路上イベント事例

2-2-1 で対象とした法律・施策に基づいて実施・紹介された路上イベント事例に着目する。調査対象とした事例は、国土交通省「社会実験」^{注7)},構造改革特別区域基本方針「別表 2」^{注8)}に基づく好事例集^{注9)},円滑化ガイドライン^{注3)},平成 23 年の都市再生特別措置法一部改正に基づく先行事例^{注1)},改訂版ガイドライン^{注4)},および戦略特区道路占用事業^{注10)}(以下戦略特区占用)に示された全事例である。

3. 道路占用制度の緩和過程

3-1 制度変遷の年代区分

2-2-1 にあげた旧中活法を含む 4 法 (図 $2A\sim D$) と 2-2-2 にあげた道路占用施策 (E) とに関わる路上イベント事例 (F) を並列し

比較年表(表1)とした。戦略特区法については、成立時期が他の4法と比べ大幅にずれ、また法の性格も4法を包括する内容であるため、関連法A~Dを横断する表現としている。整理に当たり、旧中活法が成立した1998年から、2003年の地域再生本部(旧本部)設置までを第 I 期、2005年の円滑化ガイドライン^{注3)}策定までを第 II 期とする。その後2006年の中活法改正(18年改正)から、「新成長戦略」が閣議決定される2010年までを第III 期、翌年の道路局路政課長「道路法施行令の改正について」の通知から2016年3月の円滑化ガイドライン改訂^{注4)}までを第IV期とした。以下、時期毎に調査結果を記すが、分析結果図3との関連を明らかにするため、3-1-1から3-2までの各段落末に図3で採用した記号^{注11)}を付加する。

3-1-1 第 I 期:地域再生法成立(2003)まで

表1より、まず A.旧中活法の法文には、道路占用についての記述はない。ただし、第1章第1条において「中心市街地」の重要性に着目し、第2条において「中心市街地」を定義していること、さらに第2章において「市街地整備の改善」を謳い、同章第14条で「都市公園の占用の特例」により路外駐車場の確保を促していることが挙げられる。この施策は図3の(A-I) $^{\pm 11}$ に該当する。

一方で 2001 年から 2003 年にかけて B.構造特区法を中心に、閣議で各種規制緩和が検討 $^{i\pm 12}$ される。構造特区法施行までの第 I 期前半において、「地方からの提案募集を行い内閣で選択する」方針が打ち出される。このとき、地方提案の中に「道路占用の円滑化に関する要望が寄せられた」 $^{i\pm 9}$ ことが、道路占用緩和に関する検討のきっかけとなった (B-I(1))。

上記を受け、2003年7月4日の閣議決定「構造改革特別区域基本方針の一部変更について別表 2」 注8)において101「イベント等に伴う道路使用許可の円滑化」(道路交通法第77条第1項関連) および1214「イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化」(道路法第32条第1項関連) が謳われ、「民意の創意工夫を活かした道路空間の有効活用により地域の活性化を図るため、イベントの実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、各地の路上イベント事例に関する全国調査を進めるとともに、当該事例について周知する」ことが定められた。この閣議決定を受け、道路局では全国における路上イベントの調査を行い、回答件数570事例の中から地域の活性化や賑わい創出の参考となる事例集^{注9}を作成している(B-I(2))。

同年 12 月には「総合規制改革会議答申」の中で「12 の重点検討項目」(アクションプラン) 注 13 における追加 5 項目のひとつとして、「街のにぎわい創出の観点から道路占用許可・道路使用許可の弾力化」が謳われている。道路等の公共空間を地域ニーズや実情に応じて柔軟に活用することが重要とされ、短期間のイベントばかりではなく、道の多様な活用を目指して、「反復的・継続的」に道を活用して行う地域活動を推進すると共に、道路管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」手続きの統合を勧めている(B-I(2))。

C.地域再生法関連の動きとして、2003年10月に地域再生本部(旧本部)の設置が閣議決定された。12月には地域再生推進のための基本方針^{注14)}が本部決定され、「地域からの提案募集」を行なう構造特区制度を引き継いでいる(C-1)。

規制緩和の動きに並行して,道路局では1999(H11)年から,道路を活用した様々な社会実験^{注 7)}を全国から募集し現在も継続している。開始から2007年までの間に,全国各地の184地域から198件選

定され,そのうち 41 件(延べ 47 回) $^{\pm7}$ がオープンカフェ等地域主体の道活用に関するものである。さらにそのうちの 15 件が実験後に本格実施へと進展した。 これらは 2004 年と 2005 年に集中して実施され,その成果が円滑化ガイドラインに反映された $^{\pm3}$ (E- I (1))。

3-1-2 第 Ⅱ 期:円滑化ガイドライン策定(2005)まで

前節のアクションプラン答申 $^{\pm 13}$ を受け、2004年3月には「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」 $^{\pm 15)}$ が閣議決定された(B-II)。同年2月には、C. 地域再生法に基づいた「地域再生推進のためのプログラム」 $^{\pm 16)}$ が発表され、この中で(1)地域主導による資源の有効活用、②地域主導による公物管理の実現、(ア)・道路占用における「市町村推奨ルール」の導入が謳われた。このルールは「道路占用許可申請の際に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付されている場合については、市町村の意見を尊重して道路占用許可の判断を行う新たな仕組みを導入する。」とされ、市町村主導による柔軟な占用許可の実現を促している(C-II(1))。

このプログラム $^{\pm 16}$ と別表 $2^{\pm 8}$ を受け、E. 警察庁は 2004 年 3 月「イベント等に伴う道路使用許可の取り扱いについて」通達 $^{\pm 17}$ を発し、「交通への影響度合いを上回る公益性があると判断」されたイベント等については、道路使用許可手続きが円滑に行なわれるよう配慮を求めている $(\mathbf{E}$ - \mathbf{II} (1))。

このような経緯を経て、2005年3月に E. 道路局長通知として「地域の活性化に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱いについて」 24 18)が発せられた。同時に「地域の活性化に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準」が別紙添付された。この局長通知と整合性を図り、これまでの規制改革や地域再生の主旨に沿い、円滑化ガイドライン 24 3)が作成された。冒頭に策定の背景について記述があり、「地域振興のための祭りやイベントの場として、道路空間の活用への期待が高まりつつある」こと、「地域活動を円滑に実施するための手法」であることが述べられた。対象とする地域活動として、【収益活動】 オープンカフェ、オープンテラス、朝市、【収益活動でないもの】 歩行者天国、祭り、パレード、コンサート、大道芸(ストリート・パフォーマンス)、【公共的・公益的な活動】 道路美化活動、放置自転車対策、等を挙げている(E-II(2))。

直後の2005年4月, C.地域再生法が,少子高齢化等社会の変化に対応する地方自治体の自主的な活性化の取り組み(地域再生基本計画)を支援する目的注19)で成立した。同法に基づく地域再生本部(新本部)が設置され,2003年設置の旧本部は廃止された。国が基本方針を示し「地域戦略メガコンペ」と称される地域の創意工夫を競うアイデアを「国が認定」する試みがなされた。特に地域の「自主的・自立的」な取り組みの環境整備として,制度改革を推進すると共に,B.構造改革特区,総合特区,C.都市再生,環境モデル都市,環境未来都市などの関連分野との連携注19)を深めた(C-II(2))。

上記に基づく施策としては、地域再生に資する NPO 等の活動支援や中心市街地・商店街等の活性化に対する施策の推進などの文言は見られるが、道路占用や道路空間の活用などの具体的な記述は見られない。財政支援策として「道整備交付金」が予算計上され、道路に関する活動の下支えが準備された。2005 年 7 月の時点で認定事例が 453 件挙げられている。説明資料注 21)では、その中から 19件が紹介され、路上空間を活用したイベントと思われるものが 1 件見られるも、道路占用制度については言及していない(C-II(2))。

表 1 道路占有に影響を与えた 4 つの法律の方針決定過程・道路占用制度の変遷と路上イベント事例の年表

朝 年 f					住・追め口用制度の変遷 D:都市再生特別措置法関連	をと路上イベント事例の年 F:道路よ田制度の具体施策	✓
H10: 以前	≢ J		博 坦以半符 	0.地攻将工丛闰廷	D.邮间舟工行》相自必倒建	こ.追附口用削及の具体心束	●世田谷区ボロ市(約400年前から) ◇高知市街路市「日曜市」(約300年前~ ◆仙台市:定禅寺通りJF(H3年~) ◇静岡市:大道芸WC(H4年~)
H104 (199	法律(旧中心市街地活性化法)	地の整備改 推進に関する					
H112	Ŧ.					■国土交通省道路局「社会実験」開始	■大阪御堂筋全面通行止めOT ■名古屋市「久屋大通りOC」
H13	Ŧ.		今後の経済財政運営及び経済社会の構造 関する基本方針【骨太の方針】		【5月】都市再生本部設置(閣議決定)		◆千葉市:P.G·UC ■石川県寺井町:にぎわい道路空間 ■大阪御堂筋全面通行止めOT
(200 円が出土 (200		[6月] 料 [7月] 料 公共団「 (9月] 革 [10月] 改革 [11月] (11月]	影解設運営と構造改革に関する基本方針 議改革物年保建本部を内閣に設置、地方 体等か、構造改革特区の提案募集 構造改革特区推進のための基本方針」構 特区推進本部決定 保護本部決定 提進本部決定 提進本部決定 構造改革特区の第2次提來募集 構造改革特別区法能行、構造改革特別区		[4月]都市再生特別措置法制定 [7月]都市再生基本方針(關議決定)		◆◇横浜市「日本大通りOC」9日EV ★相生前OC(山口県宇都市) ★OC(大阪府堺市) ■大阪御堂筋全面通行止めOT ★宇都宮餃子祭り2002(栃木県宇都宮
式 H152 (200		[1月]「f [7月] 「f [7月] 「f ついて」 す 道実施 上EV事 [12月] 「 を地域ら みならす		5747 E-1773 E-1 (17-11)77(7C)			■大阪御堂筋全面通行止めOT ◆千葉PG-UC(4~10月) ■福岡県福岡市:NPOによるOC ■福島県福島市:公共空間EV
H16:(2000 (2000		(閣議決 可交省に対し し必要」 のまちづくり	規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」	[2月]「地域再生本部決定」 市域再生推進のためのプロ グラム	[4月]都市再生基本方針一部変更(1)	許可の取り扱いについて」	■新潟県産生町:遠の駅から商店街へ 大阪変大市: OCEY ■大阪変産用・TOCEY ■大阪変産用・TOCEY ■ 京山原富山市: 中心市街地の○ 電信県東加市: で社会実験 単村戸市: 三宮 広衛書 歩道での○ 当手県東和町: 中心商店街の丁 神奈川原沢市(ペデッキ上の)○ 電台原市: SPC 地名「東東和町: 中心商店街の丁 地名「東東和町: 中心商店街の丁 地名「東東和町: 中心商店街の丁 地名「東東和町: 中心商店街の丁 地名「東東和町: 中心商店街の 地名「東東和町: 中心商店街の 地名「東東和町・田」 地名「東東和」 地名「 地名「 地名「 地名「 地名「 地名「 地名「 地名「
来1巻: 17海15ルイトフィノ東近 (2003年) 17海15ルイトフィノ東近 (2003年) 17月 17月 17月 17日	(新市計画: 歴史的風土分科会 (都市計画・歴史的風土分科会 「人口滅少等社会における市街 応した建築物整備のあり方」(資	べきか」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	枚革・民間開放の推進に関する第2次答申」	「地域再生本部」(新本部)	の整備を推進するための都市再生特別措 置法等の一部を改正する法律	保予道路合用の取り扱いについて」 ◆「地域の活性や等に資する路上イベントに 体予道路合用於可基準」 ◆「選を利用した地域活動の円滑化のための ガイドライン」 国土交通省道路局(上記3件) ・対象とする地域活動・ 「収益活動」オープンカラス、オープンテラス、 朝市、 「収益活動でないもの]歩行者天国、祭り、パレード、コンサート、大道変(ストリート・パフオーマンテス・オープンテラス・ 「収去活動でないもの]歩行者天国、祭り、パレード、コンサート、大道変(ストリート・パフオーマンス)、 【公共的・公益的な活動】道路美化活動、放置自転車対策	■水沢市・大町通り歩道上でOC ■会業者松・アーケード商店街でOC ■福島桑折町・道路空間利用街道茶屋 ■市川市・歩行者天園カフェ空間 横浜市・日本大道でOCイベント ■神戸市・三宮広幅員歩道でのOC ■株戸市・ボーロので ■黒部市・投発空間でOC
77 H18:	正中活法いわゆる18年改正)国 中」の強化、中活本部の設置、I	の「選択と集 定)(閣語 対閣総理大 統合、- 月】中心市街 に活用)	規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(再改 議決定)ー「占用許可」「使用許可」手続き 一層の弾力化、占用料の徴収(道路管理費) [9月]中心市街地の活性化を図るための な方針		【7月】「都市再生の担い手について」都市再 生本部決定(新たな公共)		◇神戸市「三宮中央通りOC」事業実施 ◇名古屋市「久屋大通りOC」試験実施
N H192		部(都市再生本部、植	黃造改革特別区域推進本部、地域再生本		する法律	【3月】道路法施行令の一部改正 道路管理者権限の移譲/管理上必要な工作 物(ベンチ)/道路管理者に要請(自転車駐	◇名古屋市「久屋大通りOC」事業実施
A H21: (200					【12月】都市再生基本方針一部変更(2) 【4月】都市再生基本方針一部変更(3) 【6月】都市再生特別措置法及び都市開発資 金の貸付けに関する法律の一部を改正する 法律※まちづくり会社等資金支援、エリアマ ネジメント支援事業、歩行者ネットワーク協 定、まちづくり安付金市町村支援。	車)/自転車交通用通路の設置	◇札幌市「すわろうテラス」
H224 (201		高い大都市圏に必要	【6月】(都市の国際競争力強化)「新成長 なインフラの重点投資、魅力向上の拠点整		ジアのヒト・モノの交流拠点目指す。	【5月】(都市の魅力向上)「国土交通省成長戦略会議」: 立体道路や占用制度を緩和、都市の道路空間を活用したビジネスチャンス	
H233:					可無余地性の基準緩和 (1の月都而再生基本方針・酢変更(5) ※占用の特例追加 ●都市再生特別措置法の一部改正、道路 占用許可基準の特例対象、広告塔等、食事 施設等及び自転車駐車器具とする。	【10月】「連路法施行令の改正について」国主 文通省道路局財政課を「道路の上空占用の ための規制緩和・都市再生特別地区で、道路 の上空等を利用した建築物の選集を可能とす る。/に変わい、実流の割出のための連路占 用許可の特例・都市再生整備計画の医域内 において広告報等、食事施設本(一般大力で力) で、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	AAAJ-T-T-CEELLA SAA MARII - (1)
H242 (201					[6月]都市再生特別措置法の一部改正/都市公園占用許可特例(災害備蓄倉庫)	In the state of th	◇松山市「賑わい・憩い空間づくり」 ◆◇新宿三丁目モア4番街(OC事業) ■柏市: 柏駅前OC社会実験
H25:		【6月】「民間咨	· 金等活用事業推進会議決定」「日本再興	戦略-JAPAN is BACK (問語	举 注中	国土交通省道路局路政課長:占用許可対象物として太陽光・風力発電設備、津波避難施設を追加 [7月] 「道路占用制度の弾力化による道路維	●◇うめきた先行開発地区OC他 ●◇高崎市中心市街地「高崎まちなか(OC・自転車駐輪器具) ●◇札幌大通駅周辺地区 「大通りすわろうテラス」(OC他)
H26年 (201)	(4) 業認定制度・支援措置・道路占 創設	等の法律(い への来訪者 5地活性化事 用許可特例	【12月】国家戦略特区注 (12月] 国家戦略特区注 (4都市認定:東京團·関西圏・福岡市・沖線	£	[2月]都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣議決定)[6月]都市再生特別措置法の一部改正/立地適正化計画「歩いて暮らせるまちづくりの支援・規制緩和/民間都市開発推進(三大都市の事業)	持管理への民間活用について」道路局路政 課長 「道路法等の一部を改正する法律」 (高速道路の計画的な更新とスマートインター チェンジの整備等による地域活性化)	●岡山駅東口地区 (サイクルボート(自転車駐車器具)) ◇鳥取市「鳥取駅前太平線再生PRO」 ◇松山市 IM他 ◇口福岡市「国家戦略道路占用事業 □「大丸有楽地区モデル事業2014」 □池袋グリーン大通り(1) ○区社会実験
					A STATE OF THE STA	【3月】「占用入札制度」 (平成27年3月27日付,国道利第21号国土交	□「大丸有地区モデル事業2015」 ●◇長野市「善光寺表参道地区」EV他
H274 (201			l			通省道路局路政課長通知)	□池袋グリーン大通り(2)OCM社会実

F欄凡例: ■国交省道路局「社会実験」

★構造改革特別区域基本方針別表2「好事例集」

「差8.9)

「海の名道路局「ガイドライン」で紹介する事例

「自国交省道路局「ガイドライン」で紹介する事例

「中国・大学・アント(アライン」で紹介する事例

「中国・大学・アント(アライン)で紹介する事例

「中国・大学・アント(アライン)で紹介する事例

「中国・大学・アント(アライン)で紹介する事例

「本学)

「大学)

2005 年 4 月 20 日に開催された C.新本部第一回会合の参考資料「地域再生法と地域再生基本方針の関係について、ほか全 7 頁」 200の中で、「4 地域再生に資する分野別施策の推進」として「4)地域産業構造の転換・強化への対応、7)公共施設の整備、8)公共交通の活性化」等、道関連の分野が挙げられ、<別添 2>の中でその施策名が記されている。しかし、4)⑪で中心市街地・商店街等の活性化、とあるが、道路占用の緩和に関する具体的施策の記述は見られない。ただしこれらの施策内容(一覧) 注 22)を見ると、②その他地域再生計画の認定に基づく支援措置として、「1 地域再生に資する NPO 等の活動支援」など活動団体の認定地域再生計画上の位置づけを明確化し、「地域再生計画の策定、実施のための人材派遣、情報提供」の中で、「1「地域再生支援チーム」の設置」や「2「地域再生伝道師」の活用」など、経済界や地方行政とが一体となって、プロジェクト支援やワンストップでの相談対応を行っている(C・II(2))。

同 4 月,民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための D.都市再生特別措置法の一部を改正する法律 $^{123)}$ が成立した。 C.地域再生法が目指した地域の自主的な発案と呼応するように,いわゆる「民活」の方針が打ち出されることになる(D-II(2))。一方, A. 中活法関連では,2004年から見直しがなされ(A-II(1)),社会資本整備審議会等により人口減少社会への対応が求められた(A-II(2))。

3-1-3 第Ⅲ期:新成長戦略(2010)まで

2006年に入り、A.中活法の1回目の改正(18年改正)があり、 国による「選択と集中」の強化と本部設置・内閣総理大臣による認 定制度(構造特区法の手法)が導入された(A·Ⅲ)。同年7月にはD. 都市再生本部より「都市再生の担い手について」 注24)が発表され,「新 たな公共」として大都市圏の民間開発事業者や, 地方都市の商工会 や自治会などの法的位置づけを明確化した。また、これらの担い手 の活動を支援する機関との連携強化を謳っている。2007年3月に は、D.特措法の一部が改正注 25)された。上記改正に伴って同月、E. 道路法施行令の一部が改正された。道路占用に関連する内容は, ① 道路管理者権限の移譲,②管理上必要な工作物や歩行者の休憩用の ベンチ等の設置、③道路利用者の利便の確保のための工作物の設置 や自転車交通の用に供するもの、などの設置の緩和である(E-Ⅲ(1))。 同年 10 月地域活性化統合本部が設けられ、5 本部が統合された。 2009 年 6 月の D.特措法改正では、①まちづくり主体への都市開発 資金の無利子貸付制度の創設,②エリアマネジメント事業支援,③ 歩行者ネットワーク制度の創設、 ④まちづくり交付金の率が引き上 げられ「まちづくり支援強化法」^{注26)}と称された(D-Ⅲ)。

2010年5月に開催された E.国土交通省成長戦略会議(第13回)において、住宅・都市分野の課題として第一に、①大都市イノベーション創出戦略を上げ、国際競争力強化を目的とした都市の魅力向上を目指している。次に②地域ポテンシャル発想戦略として、構造改革特区以来の「地域の自発的」まちづくりを促進するため、国として「やる気とアイデアを有する地域・都市・まちを支援する制度の構築や規制緩和」を謳っている。最後に③住宅・建築投資活性化とストック再生戦略として、良質ストックの形成(投資)やリフォームや中古住宅市場の活性化を目指している。特に上記①に示す大都市イノベーション戦略の一つとして、大丸有地区注200を「早期の実現を目指す具体的政策事例」として取り上げている。この会議リストにある道路占用関連では、「新たな担い手」による自発的・戦略的

な地域・まちづくりの促進として、①「新しい公共」に基づくコミュニティレベルの地域づくりの活動に対する規制緩和と財政支援の必要性、②民間の公的貢献の程度に見合った容積率の緩和などのインセンティブの付与、③公共空間における収益施設(オープンカフェ等まちの賑わいに資する施設)等の設置に係る規制緩和、④民間開発やエリアマネジメントを促進するため、国・公有地の無償又は減額での提供等、をあげている(E-Ⅲ(2))。

同 2010 年 6 月,「新成長戦略」が閣議決定され、成長の足がかりとなる「投資効果の高い大都市圏」のインフラへの重点投資と、魅力向上のための拠点整備を戦略的に進める、としている。

3-1-4 第Ⅳ期:円滑化ガイドライン改訂(2016)まで

2011 年 2 月に、4 回目に当たる D.都市再生基本方針の一部変更が行われ、都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可について、「無余地性の基準緩和」が行われた(D-IV(1))。

同年 10 月には、D.都市再生基本方針の一部変更(5 回目)が行われ、占用の特例が追加された。同時に D.特措法の改正も行われ、道路局路政課長より、E.「道路法施行令の改正について」が通知された。内容は①道路の上空占用のための規制緩和、および②にぎわい・交流の創出のための道路占用許可の特例、である(E-IV(1))。

また,2013 年 3 月には、同局路政課長通知「道路法施行令の一部改正について」があり、占用許可対象物に太陽光および風力発電設備、津波避難施設が追加された。その後、同年 7 月に路政課長通知「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」により、道路管理維持の民間活用法として、地域の観光産業の活用やエネルギー関連ビジネスの強化に資する道路占用料の減額が打ち出された。2015 年 3 月には、占用料の多寡によって占用者を選定する「入札制度の導入」が通知された(E-IV(2))。

この間,2014年にA.中活法の2度目の改正(26年改正)があり,「道路占用許可特例の創設」が盛り込まれた(A-IV)。

3-2 路上イベント事例の開催状況

表 1F欄に、2-2-2 で示した対象事例を年代順にプロットし、以下出典毎に記述する。社会実験 $^{\pm\eta}$ (表 1, F欄凡例 \blacksquare :全 48 件)で行われた路上イベントは 2005 年でほぼ終了し、その後 2012 年に一件のみ実施された。これらと円滑化ガイドライン $^{\pm 3}$ との関係は 3-1-1 で述べた。全国調査から選定された好事例 $^{\pm 9}$ (表 1 \bigstar :全 3 件) については、2002 年に集中している。B.構造改革基本方針「別表 2 $^{\pm 8}$ に従って短期間で情報収集及び「周知」されたと考えられる。E.円滑化ガイドライン $^{\pm 3}$)で紹介された事例(表 1 \bigstar :全 5 件)は、2000 年から2003 年の間に多く、特徴的なものは 400 年前から続く世田谷のボロ市や平成 3(1991)年からの仙台市の例も挙げられている(F-1)。

D.特措法関連事例^{注1}(表 1●:全 7 件)は 2012 年以降に多く開催されている。これは D.都市再生基本方針の一部変更により、「無余地性の基準」が緩和され、広告塔や食事施設・自転車駐車器具の設置が可能になった特例活用による。戦略特区占用^{注10}による事例(表 1□:全 5 件)も、特例認定基準が「担い手」である民間団体の資質や能力を重視するため、2014 年以降にしか開催されていない(F-IV(2))。

最後に、2016年3月 E.改訂ガイドライン かい の おれた事例 (表 1 ◇:全 17 件)には、古くは約300年前から開催されている高知市の日曜市から2014年の福岡市「国家戦略道路占用事業」まで、これまでの路上イベントを総括するように紹介されている (F-I \sim IV)。

4. 緩和措置が行なわれた背景

4-1 分析方法

4-1-1 緩和措置の変遷図

3-1でまとめた調査結果表1の横軸($A \sim D$,4法およびEの施策とFの事例)と縦軸(年代と $I \sim IV$ 期)のマトリックスのうち、一連の主な方針・通達等を囲み、記号を振った $^{i\pm}$ 11)。その上で各方針・通達等が根拠とする記述を基に、それぞれの影響関係を矢印で結び変遷図(図 3)を作成した。この図 3 により、各法律・閣議決定等・通達等および路上イベント間の関連を明確にし、変遷の特徴を示した。

4-1-2 緩和措置の背景となる概念

3-1 でまとめた緩和過程に伴い,緩和措置に係わる通知等の「施策方針に関連する記述」について,第 $I \cdot II$ 期と第 $III \cdot IV$ 期に分け,それぞれ表 2 表 3 に整理した。記述の分析方法は 2-1 で述べたとおりである。尚,表中に抽出した「概念」を表す記述の冒頭に,分類記号(\blacksquare \sim \Box)を付記し,表 2 と表 3 でどのような傾向にあるかを見た。

4-1-3 緩和措置と地域イベントとの関連

3-2 で調査結果をまとめる際、表1のF欄には、出典に示された調査対象事例の全数を記載し、各事例の冒頭に出典毎の記号($\blacksquare \sim 1$:表1,F欄凡例参照)を付記した。このことで時系列的な分布を確認し、調査対象法規・通達等と各イベントとの関係を考察した。

4-2 分析結果による緩和措置の変遷に関する考察

4-2-1 円滑化の為の第一助走期 (第 I 期)

表1および図3より、A.旧中活法は中心市街地の重要性と定義を明らかにし、都市公園の占用制度の緩和を提案することで、道路占用制度緩和に対する問題提起を行ったといえる。ただし、この時点で旧中活法には道路占用の記述はない。2002(H14)年のB.構造特区法(B-I(1))により、地方から提案を募集する手法が取られるが、この手法により路上占用の円滑化要求が顕在化した。一つの転機となった2003(H15)年7月閣議決定の別表2で、E.道路使用許可と道路占用許可の両方について見直しが求められるが、この時点では具体

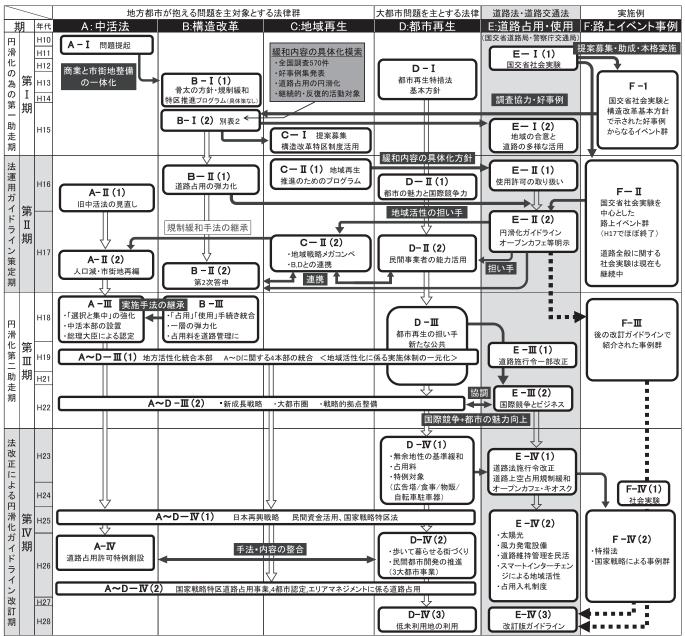


図3 各法律・閣議決定等・通達等および路上イベント間の影響関係変遷図

凡例: ← 同法内での更新 ← 他法への影響 ← ■ 予測される影響

的な緩和措置の内容には触れられていない。この後,道路局は既存路上イベントについての全国調査を行い,事例集を作成することで,活動状況の実態把握を行い,円滑化の具体策を探ったといえる。この動きとは別に1999(H11)年,道路局は独自に社会実験を募集し,この時期に多くの路上イベントの試みがなされた。道路局はこれらの事例からも情報を収集し,具体的施策を検討している。

2003(H15)年までに開催された路上イベントは、各地の自主的な活動としての色彩が強く、先行事例として調査対象となった。本報告の時点では、これらの社会実験のうち、それぞれの活動が道路占用制度をどのように利用しているかは定かではない。しかし構造特区制度が、地域の諸条件を活かし「地域の取組みの妨げとなる規制」を緩和することを目的とする、各地域からの申請を前提とした認定制度であり、道路占用制度緩和について地域の要望を汲み取るための準備時期であった。つまりこの期間は、B.構造特区法を軸とした、「円滑化の為の第一助走期」と捉えることができる。

4-2-2 法運用ガイドライン策定期(第Ⅱ期)

表 1 および図 3 より、2003(H15)年 10 月に C.地域再生(旧)本部が設置され、占用制度の検討は B.構造改革から C.地域再生本部へ移ることが分かる。直後の 2004(H16)年から E.道路法の具体的な見直しが始まり、2005(H17)年 3 月の円滑化ガイドライン策定までは、C.地域再生本部と E.道路局が占用制度の具体策を詰めた様子が窺える (C- Π (1) \rightarrow E- Π (1))。この時点では、A.旧中活法や D.特措法との具体的関連は見られない。1999(H11)年に始まった道路を活用した社会実験は、3-1-1 で述べたとおり、道路占用制度の緩和過程としてはこの年に一段落した。緩和の内容は、あくまでも道路法(又は道交法)の運用基準の見直しであり、法令自体に変更は加えられていない。つまり第 Π 期は、「法運用ガイドライン策定期」と言える。

E.ガイドライン策定以降は、C.地域再生法が成立し旧本部の廃止と共に新本部を立上げ、内閣府主導の体制を強化する。全国からの提案を集めた「地域戦略メガコンペ」と内閣府による認定という方式を鮮明化し、この手法をA.中活法とD.特措法の両方に採用した。その意味で、2005(H17)年から H18 年にかけては、いわゆる「選択と集中」方針とその体制作りが完成した時期とも考えられる。

4-2-3 円滑化改訂までの第二助走期 (第Ⅲ期)

前項 4-2-2 で示した内閣府主導体制の強化は,2007(H19)年の「地域活性化統合本部」の設置で,より鮮明になる。これは地域活性化関係の5本部(都市再生本部,構造改革特別区域推進本部,地域再生本部,中心市街地活性化本部及び総合特別区域推進本部)をまとめたもので,省庁・施策を横断して地域活性化に取組むものである。

ここでもう一つ忘れてならない視点は、地方と大都市との関係である。A.中活法・B.構造改革特区法・C.地域再生法は、どちらかというと地方都市の衰退を改善することを目的とした法律であるのに対し、D.特措法は、いわゆるバブル崩壊によるダメージから大都市を回復させることに主眼を置いた法律である。

表1および図3より,第Ⅲ期に入ってから D.特措法へ,道路占用緩和検討の軸足が移っていることが分かる。併せて2010(H22)年の国交省成長戦略会議において,大都市圏を中心に投資し,道路空間を活用したビジネスチャンスの拡大が主張された。同時期に歩調を合わせるように新成長戦略が閣議決定され,都市の魅力向上と国際競争力の強化が謳われている。D.特措法の役割がバブル負債対策か

ら, 国際戦略のための競争力強化策として, 都市の魅力向上に移行 していることがわかる(D-III ⇒ E-III (2)) (D-IV (1) ⇒ E-IV (1))。

第 I 期に B.構造改革特区法が果した中心的役割と同様, 2011(H23)年 10 月に E.道路局が道路法施行令の改正に対応するまでを「円滑化第二助走期」として, D.特措法を中心に関連法を改正しながら道路占用制度の緩和体制を整えていることが分かる。そして, この第Ⅲ期に初めて, 道路法施行令の一部が改正された。

4-2-4 法改正による円滑化ガイドライン改訂期(第Ⅳ期)

2011(H23)年 2 月の D.都市再生基本方針の一部変更(4 回目)を受け、10 月に E.道路法施行令が改正された。以降は大丸有地区や、うめ北地区 1 30 1 に代表される大都市圏の路上空間活用事例が大きく展開する。これらの動きは、公共の路上空間の活用機会を拡大する制度となり、大都市や地方都市に関わらず共通した緩和措置として機能するようになる(D-IV(1) \Rightarrow E-IV(1) \Rightarrow F-IV(2))。

地方創生の動きと並行して,国際競争力の強化を目的とした国家戦略特区法(2013(H25)年成立)がある。同法では第 17 条で国家戦略道路占用事業を規定し,関連する $A\sim D$ の 4 法に跨る施策を展開している。道路占用に関してみると,現時点では大都市主導で始動しているようにみえる。また,この期間に 3 度の道路法令改正を伴っていることも大きな特徴と言える。第 Π 期が 4-2-2 で示した「法運用ガイドライン策定期」であったのに対して,この時期は「法改正による円滑化ガイドライン改訂期」と言える。

E.道交法の運用も従前より弾力化し、移動や流通以外の機能でも「交通への影響度合いを上回る公益性があると判断」 注 27) できる地域住民の合意や地方公共団体等の助言等があれば、許可手続きだけでなく使用料等にも柔軟な対応が見られる。この様に路上イベント開催に係わる活動環境は、意識の上でも拡大された面が観察された。

4-3 緩和措置の背景となる概念に関する考察

4-2-1 より第 $I \cdot II$ 期は、地方からの要望を収集した結果、道路占用制度の緩和が求められ、方針を形成した時期であった。表 2 において抽出した概念レベルの記述に記号を付し整理すると、(I) 「官から民へ、国から地方へ」という言葉に代表される地域問題解決に対する概念(表 2 1)。②「にぎわい創出」に関する概念(4)。③「道は生活の場」に代表される道路空間活用に関する概念(4)。そして④「構造改革・弾力的な判断」など構造改革と規制緩和の概念(4)という 4 つのグループに分類できた。概念的にも「地方への権限委譲」と、地域問題解決のための「道路空間活用の規制緩和」とが求められた。

同様に表3より,①「少子化・地方の自立」などの地域問題解決の概念(■),②「選択と集中」に代表される構造改革と規制緩和の概念(★),③「新たな担い手・新しい公共」で表現される「自主管理に対するインセンティブ注28)付与」による民間活用の概念(◇),④「負の遺産解消」と「市街地整備」から都市の魅力を向上させる概念(●),そして⑤「国際競争力」を高め、特に投資効果の高い「大都市圏」を拠点として成長の牽引役とする概念(□)という5つのグループに分類できた。後半の第Ⅲ・Ⅳ期においては大都市圏の企業や団体を、自主管理の出来る「新しい公共・担い手」として捉え、戦略的魅力向上拠点を整備している様子が、概念的にも確認できた。

また、表 2・表 3 の比較により、緩和過程の前半で「地方発の要望 収集」、後半で「大都市主導の都市整備」の様子が窺え、占用制度緩 和に関する概念が異なる傾向にあることが分かった。

表 2 第 Ⅰ・Ⅱ 期に行われた占用緩和措置と成立までの方針決定過程

其	年月	∄法律・閣議・通知等	資料	項目	方針(概念レベル)	方針(具体化レベル)	具体策(円滑化・緩和に関するもの)
	H15.1	構造改革特区域基本方針 (閣議決定)	閣議 決定		■地域特性に応じた規制を認める ■「官から民へ」「国から地方へ」	・地域の取り組みの妨げとなる規制を緩和 ・地域の要望を汲み取った制度改革	・地域の民間事業者や地方公共団体から 規制特例措置の提案を受け、各省庁間で 調整を図り、特区で実施項目を決定
		構造改革特区域基本方針 の一部変更(閣議決定)	別表2	101	☆イベント等を伴う道路使用	⇒H16.3警察庁通達へ ・許可の円滑化	・道交法第77条第1項
I	H15.7			1214	☆イベント等における道路占用 ■民意の創意工夫 ☆道路空間の有効活用	・許可の可能な範囲の明確化 ・イベントに伴う道路占用の円滑化	・道路法第32条第1項 ・路上イベント事例に関する全国調査(570事例) ・当該事例について周知(道路局HPにて発表) ・道路占用許可の円滑な取得の参考事例集作成
	H15.1 ↓ H16.3	0 総合規制改革答申 ↓ 規制改革・民間開放推進 3ヵ年計画	12項目 アクション プラン ↓ 閣議決定		◆街のにぎわい創出 ☆継続的・反復的な地域活動	・道路占用許可、道路使用許可の弾力化 ・道路等の公共空間を地域ニーズや実情に応じて柔軟に 活用することが重要	・短期間のイベントばかりではなく、継続的反復的に道を活用して行う 地域活動を推進 ・道路管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の統合を勧める
	H16.2	地域再生推進のためのプログラム	地域再生本部決定	(1)2(7)	■地域経済の活性化 ■地域雇用の創出・地域主導 ■資源の有効活用 ■公物管理の実現		・道路占用許可申請の際に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付されている場合については、市町村の意見を尊重して走路占用許可の判断を行う新たな仕組みの導入
			11-11-000		◆街のにぎわい創出等地域再生	・公共空間の多様な活用、ニーズ、アイディアを実現 ・道路空間の積極的活用を実現 ・創意工夫を活かした道路占用許可	・地域活動円滑化のためのガイドラインの策定
	H16.3	イベント等に伴う道路使用 許可の取り扱いについて			★構造改革 ■地方再生推進	・構造改革特別区基本方針「別表2」および地方再生推進 のためのプログラム「別表2」を受け、道路使用許可手続き の円滑化を定める	・イベント等に伴う道路使用許可については、手続きを円滑化 ・交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するには、地域 の合意形成の度合いを見定める必要性に留意 ・イベント等の定義: 地方公共団体等が関与して行われる地域活性化 活動等を目的とするイベント(オープンカフェの設置を含む)
I	•	地域活性化に資する路上 イベントに伴う道路占用の 取り扱いについて	局長通知		■地域活性化 ◆都市のにぎわいの創出	・地方公共団体や地域住民が一体となって取組むイベント活用の場として道路が注目されている ・道路占用の許可について弾力化	・継続的反復的に行われる路上イベントについて、都度申請するなど 必要以上の申請を求めない 基準に該当しない場合も弾力的な判断を行い、助言や情報提供を 行って道路占用の円滑化に配慮
	H17.3	地域活性化に資する路上 イベントに伴う道路占用許 可基準(上記通知に添付)	同上		■地域の活性化 ◆都市における賑わいの創出 ★弾力的な判断	・路上イベントに伴う道路占用の許可にあたり、要件を満たす場合は道路管理者として当該イベントを支援	・占用主体が地方公共団体でなくても、地方公共団体が支援する団体であれば、占用許可の対象とする ・占用場所に十分な歩行空間を確保すれば、歩道上で活動できる
	H17.3	円滑化ガイドライン	道路局	王23貝	☆「道」は生活の場 ☆道の多様な活用 ☆継続的・反復的な地域活動 ■地域活動を円滑に実施	用や道路空間の活用への期待に応える ・収益活動や非収益活動の両方を対象とする	・収益活動:オープンカフェ、朝市等 ・非収益活動:歩行者天国、祭り、パレード、コンサート、大道芸、ストリートパフーマンス等 ・地域活動:道路美化活動、放置自転車対策 ・その他にれらに類するものとして、地域活動に必要と思われる仮設物を弾力的に許可 ・道路占用許可と道路使用許可の窓口の一本化

| 方針(概念レベル) 凡例: ■地域問題解決に対する概念 ◆「にぎわい創出」に関する概念 ☆道路空間活用に関する概念 ★構造改革と規制緩和の概念

4-4 緩和措置と地域イベントとの関連

表 $1\sim3$ および図 3 より,占用制度緩和過程で様々な路上イベントが実施されたことが分かる。特に第 I ・II 期においては,自主的な取組事例を含んで全国調査し,占用制度緩和の基礎となった。特に第 II 期に,道路局社会実験による路上イベントが集中的に行われた過程が窺えるが,円滑化ガイドラインが策定された 2005 年でほぼ終了し役割を終えたと言える。この時期の特徴は,法令の改正を伴わず,現行法規の範囲内で可能な限り円滑化を試みている点にある。

第Ⅲ期では改訂ガイドラインで紹介される事例のみ見られ,第Ⅳ 期では,特措法や国家戦略特区による大都市の魅力向上のための路 上イベントが集中している。道路上の建築も含んだ大胆な道路占用 策が取られたため,これ以前には存在し得ないイベント群である。 これらは法改正なくしては実現せず,その背景で行政が戦略的に制 度設計を行なって,積極的に民間の路上活動を喚起^{注 28)}している。

また、2005 年警察庁通達^{注 17)}と 2016 年通達^{注 27)} に地域イベントに対する許可判断に関する記述がある。これらを比較すると後者で一層柔軟な対応が見受けられる。この間に道路使用と占用許可の手続きが統合され、従前に比べ路上活動に対して、当局の理解が得られやすく、路上空間活用の可能性を広げる拠り所となったと言える。

5. まとめ

5-1 ①緩和措置が行われた経緯

本稿では道路占用制度の緩和過程を整理するため,関連する A~D 4 つの法律を中心に研究対象とし,時系列表 1 および変遷図 3 を作成することで,緩和措置が行われた経緯を明らかにした。この結果,緩和過程は大きく四つの時期に分けられ,緩和措置が次第に具体化されると同時に,関連法の役割が明確になった。

第Ⅰ期では地方の少子高齢化や過疎化に起因する中心市街地の

衰退を改善する目的の A.中活法がきっかけとなり, B.構造特区法が 緩和策開始の主導的役割を果した。構造特区手法により地域の実情 を把握することで占用制度緩和の方針を形成して行った。

第 Π 期では C.地域再生法の制定と E.道路法とが係わりながら,緩和措置の具体策が練られたことも明らかにした。また年代を追って,いわゆる本部方式による閣議決定により,地方の提案を認定する手法が確立されていったことが分かった。

第Ⅲ期では、「地域戦略メガコンペ」と「国による認定」の形式が強化され、関連4法を連携することによって、地方の中心市街地が持つ問題と大都市の抱える問題を一元的に解決する体制が固められた。 第Ⅳ期では、緩和の内容も高度化・広範囲化し、特に大都市の魅力向上による国際競争力の強化が重要視された。

5-2 ②緩和措置が行われた背景

第 $I \cdot II$ 期においては、「官から民へ、国から地方へ」、「地域特性に応じた規制」などの概念を基に、経済的・人的支援や、道路を含む公共空間の活用促進策が具体化されたことが分かった。

第Ⅲ・Ⅳ期においては、特措法を活用した大都市の魅力向上策が 取られ、その背景には「選択と集中」「新しい公共・担い手」「国際 競争力の強化戦略」の概念があることが分かった。

5-3 ③緩和措置と地域イベントとの関連

調査対象の18年間で、前半の第 I・II 期において、行政は道路占用緩和について具体策を持ち得なかったが、全国の地域イベント事例から、具体的な要望を汲み取り、法改正なく可能な範囲で道路関係法の運用を柔軟にする円滑化ガイドラインを策定した。一方で、後半の第III・IV期においては、道路関係法の改正を伴い、大幅で多様な緩和措置が執られ、前半とは逆に、行政が戦略的に地域イベントに対して影響を及ぼす制度となった。特に大都市圏においては、イベントに限らず道路空間の多様な活用の可能性を広げた。

表 3 第Ⅲ・Ⅳ期に行われた占用緩和措置と成立までの方針決定過程

期	年月	法律・閣議・通知等	資料_	項目	方針(概念レベル)	た占用緩和措置と成立までの万針決定 方針(具体化レベル)	具体策(円滑化・緩和に関するもの)
241	T/1	四件 图映 远风节	臭行	-X L		・地域再生基本計画を支援する	・構造改革特別区域計画の認定の手続の特例(17条19)
	H17.4	地域再生法	制度概要		■少子高齢化 ■地方の自主的な活性化	・構造改革特別区法との連携 ・中心市街地活性化法との連携	・中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例(17条20) ・地域再生推進法人の指定(19条)
			H17.4.22 閣議決定		★国が基本方針 ★「地域戦略メガコンペ」 ★地域の創意工夫を競うアイデア ★国が認定	・地域の自主的・自立的な取り組みの環境整備として制度改革を推進 ・構造改革特区、総合特区、環境モデル都市、環境未来都市などの関連分野との連携 ・地域再生に資するNPO等の活動支援や中心市街地・商店街等の活性化に対する施策の推進	・財政支援策として「道整備交付金」を予算計上
Ι,	H17.4	地域再生「新」本部設置	説明資料	4,4) 7),8)	■地域再生に資する	・分野別施策の推進,4)地域産業構造の転換・強化への対応,7)公共施設の整備,8)公共交通の活性化	
ľ		地域再生基本方針	別添2	4)①	■中心市街地 商店街等の活性化	【平成17年度より実施、経済産業省】	
			分野別施 策(一覧)	2		地域再生計画の認定に基づく支援措置 1地域再生に資するNPO等の活動支援	NPO等団体の認定地域再生計画上の位置づけを踏まえて人材 の育成や先駆的な活動の企画等への支援
			367	0		・地域再生計画の策定、実施のための人材派遣、情報提供 ・地域ブロックことに経済界や国の支分部局あるいは都道府 県が市町村と一体となって具体プロジェクトを支援 ・プンストップでの相談対応	11地域再生支援のための「特別地域プロジェクトチーム」の編成 11地域再生支援チーム」の設置 2「地域再生伝道師」の活用
	H17.4	都市再生特別措置法の一 部を改正する法律			◇民間事業者の能力を活用 ●市街地の整備を推進		
	H18.6	中活法の一部を改正する 等の法律(18年改正)			★「選択と集中」の強化	・中活本部の設置 ・内閣総理大臣による認定支援措置の拡充	
Ш	H18.7	都市再生の担い手について			◇多様な活動主体 ◇これからの担い手 ◇新しい公共	・地方公共団体が担っていた役割をNPOなど多様な活動主体が担いつつあることを認識し、大都市圏における民間開発事業者のみならず、地方都市の商工会や自治会などの法的位置づけを明確化する。 ・これらの担い手の活動を支援する機関との連携強化	
	H19.3	特措法一部改正			◇民活による都市開発 ●都市の「負の遺産」の解消 ◇地域の担い手への支援	・市町村による国道・都道府県道の歩道等の整備の代行、要請 ・ ・ ・ ・ 道路管理者と沿道住民による道路外利便施設の協定制度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①道路管理者権限の移譲 ②管理上必要な工作物や歩行者の休憩用のベンチ等の設置 ③道路利用者の利便の確保のための工作物の設置や自転車交 通の用に供するもの、などの設置の緩和
	H21.5	特措法一部改正			◇地域住民や地元企業等が主体◇公共的な空間の適切な管理	・第三者が新たに土地等を取得して当該地域の地権者等となった場合にも適用することを可能とする歩行者ネットワーク協定制度の創設	①まちづくり主体への都市開発資金の無利子貸付制度の創設 ②歩行者ネットワーク制度の創設 ③まちづくり交付金の交付率の引き上げ
1	H22.5	国土交通省成長戦略会議	5. 住宅· 都市分野		□大都市の国際競争力 ◇新たな担い手 ★自発的・戦略的なまちづくり ■まちなか居住	①大都市イノベーション創出戦略を上げ、国際競争力強化を 目的とした都市の魅力向上 ②地域ボテンシャル発想戦略として、構造改革特区以来の 「地域の自発的」まちぶりを促進するため、国としてやる気と アイデアを有する地域・都市・まちを支援する制度の構築や規 制緩和」 ③ 注宅・建築投資活性化とストック再生戦略として、良質ス トックの形成(投資)やリフォームや中古住宅市場の活性化	①「新しい公共」の考え方に基づくコミュニティレベルの地域づくり (組織・人)の活動に対する規制緩和と財政支援 ②民間の公的貢献の程度に見合った容積率の緩和などのインセンティブの付与 ③公共空間における収益施設(オープンカフェ等まちの賑わいに 資する施設)等の設置に係る規制緩和 ④民間開発やコリアマネジメント(まちづくり)を促進するため、国 島、偽料の無償または減額での提供
	H22.6	新成長戦略	閣議決定		□投資効果の高い大都市圏 □戦略的魅力向上拠点整備 □アジアのヒト・モノの交流拠点	・地域資源の活用による地方都市の再生 ・成長の牽引役としての大都市の再生 ・真に必要なインフラ(空港等)の重点整備	
	H23.2	都市再生基本方針の一部 変更(4回目)				都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可	「無余地性」の基準緩和
	H23.10	都市再生基本方針の一部				占用の特例追加	
	H23.10	変更(5回目)			□都市の国際競争力の強化 ●都市の魅力向上	①道路の上空占用のための規制緩和 ②にぎわい・交流創出のための道路占用許可の特例	①道路を跨いだフンフロアのオフィス面積を確保 ①外資系企業などの活動拠点として国際競争力強化 ②特例道路占用区域の指定に市町村からの意見聴取 ②広告塔寺、食事施設等、自転車駐車器具等を設置対象として 取り扱う ②余地要件の適用を除外 ②占用者が道路の清掃・色齋藤の維持管理を行う
IV		道路法施行令の改正について	道路局 路政課長 通知			①道路の上空占用のための規制緩和 ②にぎわい・交流の創出のための道路占用許可の特例	①都市再生特別地区において、道路の上空を利用した建築物を 可能とする ②都市再生整備計画(市町村が作成するまちづくりのための計 画)の区域内において広告塔等、食事施設等、自転車駐車器具 の占用許可基準を緩和(具体的には、従前まで高速自動車国道 及りでは、近前まで高速自動車国道 大力である。 オープンカフェ、キオスク、観光案内所などを指す)
	H25.3	道路法施行令の一部改正 について	路政課長 通知			·占用許可対象物追加	・太陽光および風力発電設備、津波避難施設
	H25.7	道路占用制度の弾力化に よる道路維持管理への民	道路局			・道路管理維持の民間活用	・地域の観光産業の活用やエネルギー関連ビジネスの強化に資する道路占用料の90%減額 ・特措法施行今第15条にあげる、①広告塔・看板、②食事施設・ 諸質施設、③自転車駐車器具、等の占用料の減90%額 ・占用主体により道路維持管理への協力に対して占用料(道路 法施行令による)を90%減額
	H26.4	中活法の一部を改正する 等の法律(26年改正)				・中心市街地への来訪者呼び込み事業の支援 ・中心市街地活性化事業認定制度・支援措置・道路占用許可 特例創設	法第41条 道路占用の特例
	H27.3	占用料の多寡等により専 用者を選定する入札制度 の導入について	路政課長 通知	国道 利第 21号		・道路の適正な管理の為の財源の確保につながる占用料収入の増加 ・道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない範囲において、道路の通行者又は利用者の利便の増進等を図る	・占用料の多寡によって占用者を選定する入札制度の導入 ・占用入札を実施することが考えられる道路の有効活用が可能 認められる場所(高架道路面下、法面、自動車専用道のIC付属 地等)
ш						て、直路の通行者又は利用者の利便の増進等を図る 会 → # # 注 み 基 と 担制 經和 の 概会	

方針(概念レベル)凡例:■地域問題解決に対する概念 ★構造改革と規制緩和の概念 ◇民間活用の概念 ●都市の魅力を向上させる概念 □成長の牽引役とする概念

5-4 総括と展望

日本の都市空間において「道」は、単に移動のための装置ではなく、人々が日常的に集い交流し、情報を交換することに加え、祝祭などの非日常的なイベントによってコミュニティの連帯を築き・維持する重要な空間機能を担ってきた。

一方で道路空間は、移動や流通などの交通機能を担う重要な社会 基盤として、様々な規制や制約が課せられている。これらの制約は 近代都市計画において、都市の機能を維持発展させるために必要不 可欠と考えられた重要な機能的・合理的制度でもある。

本報告では、これらの二つの機能の間に存在する「乖離」あるい

は「不整合」に対して、現在どのような解決策が試みられているか を観察するため、空間機能を支える「道路占用制度」に着目し、そ の背景を含めた18年の動きの整理と分析・考察を試みた。

その結果、制度上も意識の上でも、空間機能に対する認識が拡大 し、多様化している様子を捉えることができた。現時点では、その 動きは大都市を中心としている。今後は、再度地方都市の現況に目 をむけ、地方においてもこの動きを拡充させていく必要がある。そ の為には、地方都市の活性化活動の課題を再度精査した後、地方都 市の現状に添った方針を打ち出す時期に来ていると思われる。

- 注 (参照 URL の閲覧日は全て平成 28 年 4 月 30 日~9 月 10 日)
- 注 1)国土交通省道路局 HP「道路占用」

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html

注 2)平成 10 (1998) 年の「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を指す。社会情勢の変化に従い平成 16 年以降見直しがなされ、平成 18 年及び 26 年の 2 回改正されている。注 3)道を利用した地域活動の円滑化のためのガイドライン(平成 17 年 3 月)注 4)道を利用した地域活動の円滑化のためのガイドライン - 改訂版-(平成28 年 3 月)http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/pdf/280331guide.pdf注 5)国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorogyousei/index.html

- 注 6)本稿では、土地の所有者に係わらず、人々が自由に立ち入り交流できる 公益性の高い空間として「公的空間」を捉えている。例えば公開空地(私 有地)や駅舎(私企業または公益企業社屋内)などもこれに該当する。
- 注 7)国土交通省 HP「社会実験〜道路施策の新しい進め方〜」において、平成 11 年度から平成 28 年度まで実施された社会実験の事例紹介がある。 http://www.mlit.go.jp/road/demopro/ その内平成 19 (2007) 年度実施分までは、パンフレット「社会実験 道路施策の新しい進め方」(平成 20 年 3 月)になっている。「オープンカフェ等」に関する事例は 41 件としているが、複数年に亘る取組を年表に表すと平成 2007 年までで、述べ 47 件となる。
- 注8)「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成15年7月閣議 決定)別表2
- 注 9)国土交通省道路局 HP「路上イベントにおける道路占用の好事例集」 http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senvo/event/sen_even01.html
- 注 10)内閣府地方創生推進事務局 HP(平成 28 年 9 月現在までに第 3 次指定まで合計 10 圏域の各都市が指定を受けているが、このうち「エリアマネージメントに係わる道路法の特例」を活用している 4 地域を対象とした)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/index.html

- 注 11) 3 章本文の各段落末の記号は、4 章図 3 に示す施策群の記号である。2 章:調査対象(図 2)、3 章:調査結果(表 1)と 4 章:分析(図 3)との関連を明瞭にする為に、対象法令に $A\sim D$ を振り、調査結果の段落ごとに言及した法令記号と時期 ($I\sim IV$) 記号の組合せで、各図表との対応を示した。図 3 に於いては、一連の施策群毎に枠囲みで括った。同一時期 ($I\sim IV$) 内に複数の枠囲みが存在する場合は、年代が若い順に(数字)で示した。以下、各段落末に同等の符号を記し、本文と図 3 との対応参照を容易にした。
- 注 12)構造改革特区関連閣議決定(内閣府地方創生推進事務局 HP)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html

- 注 13)総合規制改革会議答申「12 の重点検討項」(いわゆるアクションプラン)
- 注 14)地域再生推進のための基本指針(平成 15 年 12 月地域再生本部決定)
- 注 15)規制改革・民間開放推進 3 ヵ年計画(平成 16年 3月)
- 注 16)地域再生推進のためのプログラム (H16.2.27 地域再生本部決定)
- 注17)「イベント等に伴う道路使用許可の取り扱いについて」警察庁丁規発第19号(通達) 平成16年3月18日,警察庁交通局交通規制課長。同通達に「交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、そのイベント等の開催目的とともに、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いを見定める必要があることに留意する」とある。
- 注 18)「地域の活性化に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱いについて」(道路局長通知)
- 注 19)地域再生基本方針 (平成 17 年 4 月 22 日閣議決定)
- 注 20)地域再生本部第1回会合 (平成17年4月20日) 参考資料「地域再生法と地域再生基本方針の関係について、ほか全7頁」
- 注 21)「地域再生のために 一地域が主役一」内閣官房地域再生推進室・内閣府地域再生事業推進室(平成 17 年 9 月版)
- 注 22)地域再生計画と連動した支援措置及び地域再生に資する分野別施策
- 注 23)民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成 17 年 4 月)
- 注 24)都市再生の担い手について (平成 18年7月4日都市再生本部決定)
- 注 25)都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成 19年3月)概要
- 注 26)「都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を 改正する法律案」について(国交省まちづくり推進化 HP)

http://www.mlit.go.jp/common/000031781.pdf

注 27)「地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について」 (警察庁丁規発第33号(通達)平成28年3月31日)には「事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度 を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種

- 多様な交通管理手法を駆使することによって,個別の交通実態等に応じた きめ細かな対策を有機的・総合的に推進している」とある。
- 注 28) 特措法では「①都市開発資金の無利子貸付」,国土交通省成長戦略会議では「②民間公的貢献の程度に見合った容積率の緩和」や「国・公有地の無償または減額での提供」を与えている。
- 注 29) 大手町・丸の内・有楽町の立地条件等を活かし、千代田区の方針に沿った街づくりに取組む地権者らによって、1988 年「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」が設立された。(大丸有まちづくり協議会HPより) http://www.otemachi-marunouchi-yurakucho.jp/outline/
- 注 30)『大阪駅周辺地区』アジアの新産業創出拠点を形成するプロジェクト(大阪市 HP)http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005308.html

参考文献

- 1)戸沼幸市ほか:道路占用物・付属物設置に関する基礎的研究,日本建築学会大会学術講演梗概集,F分冊,pp447-448,1987.10
- 2)山本幸司ほか:パイプライン敷設工事における最大許容道路占用長の決定, 土木情報システムシンポジウム講演集,pp93-100,1991
- 3)栗本譲ほか: 都市内高規格道路の車線占用工事における交通流解析支援システムに関する研究,土木情報利用技術論文集 Vol.2,65-72,1993
- 4)土井健司,岡真紀子:工事渋滞損失を考慮した道路占用工事の運営方法に関する考察,土木計画学研究・論文集 18,pp73-79,2001
- 5)鈴木悦郎: 共同溝にみる道路占用物から道路付属物への転換,土木史研究第20号, pp35·44, 2000
- 6)石丸紀興:屋台政策の累計と今後のあり方に関する研究-呉市における事例を基本として-,日本建築学会中国支部研究報告集27,pp785-788,2004
- 7)石丸紀興:帯広市における「北の屋台」の特徴と意味-屋台政策の累計と 今後のあり方に関する研究その2-,日本建築学会大会学術講演梗概集,F-1, pp299-300,2004.8
- 8)渡辺直:福岡市の屋台政策に関する研究,日本建築学会関東支部研究報告集 ${
 m II}$ (75),pp229-232,2005
- 9)渡辺直:福岡市の屋台政策に関する研究,日本建築学会大会学術講演梗概集, F-1,pp405-406,2005.9
- 10)出口敦,守山健史: ソウルのにぎわうメインストリート鐘路と屋台・露店 に関する研究,日本建築学会大会学術講演梗概集,F-1, pp395-396, 2007.9
- 11)窪田諭ほか: 官民協働による道路管理に係わる協議・申請システムの開発 と検証,土木情報利用技術論文集 Vol.14,pp211-218,2005
- 12)窪田論ほか: 道路管理における空間基礎データの利活用システムと運用モデル,土木情報利用技術論文集 V0l.15,pp139·146,2006
- 13)窪田諭ほか:空間基礎データの整備と活用における官民協働の実証研究, 土木論文集 D V0l.63,pp464-477,2007
- 14)篠原修,北原理雄,加藤源ほか:公共空間の活用と賑わいまちづくり,(財)都 市づくりパブリックデザインセンター編著,学芸出版,2007
- 15)石田東生ほか: みち―創り・使い・暮らす,みち研究会監修,道路空間高度 化機構編集,技報堂出版,2007
- 16)道路空間の有効活用と道路管理における民間活用,一般財団法人道路新産 業開発機構, 2010.6
- 17)道路関連施設整備支援に関する調査研究,一般財団法人道路新産業開発機構 2014 8
- 18)秋山聡: 社会実験を通じた道路利活用に関する調査検討について,JICE REPORT 第 25 号研究報告,pp52-57,国土技術研究センター,2014

STUDY OF THE RELAXATION OF ROAD USE REGULATIONS IN JAPAN

An analysis of the impact of administrative decisions on the revitalization of city centers since 1998

Michio OKAMATSU*, Yoko MOURI** and Junne KIKATA***

* Prof., Dept. of Urban Environmental Design, Kagoshima College, National Institute of Technology, APEC Architect

** Assist. Prof., Dept. of Urban Environmental Design, Kagoshima College, National Institute of Technology, Dr.Eng.

*** Prof., Graduate School of Science & Engineering, Kagoshima University, Ph.D.

This study focuses on the relaxation of road use regulations following the implementation of the Law on Improvement and Revitalization of City Centers (Chushin-Shigaichi Kasseika Hou) in 1998. Since the law was implemented 18 years ago, events such as open cafes and morning markets have been held on public roadways in regional centers across Japan, allowing for the temporary installation of benches, parasols, and other such furnishings, attracting people, and increasing activity in the areas. This study is divided into three phases: a review of the processes which contributed to a relaxation of the regulations; an analysis of the sociopolitical motivations behind relaxing road use regulations; and an examination of the impact of regulation relaxation on events held on public roadways.

Since 1998 there has been a shift in focus from using this law to revitalize regional centers to using it to increase activity in metropolitan centers. When the law was initially implemented, there is little evidence that the government had any concrete ideas of how public roadways specifically, could be used: only that there was a need to relax regulations for regional revitalization. With the establishment of the Act on Special Districts for Structural Reform (SDSR, Kouzou-Kaikaku Tokku Hou) in 2002, the government began to collect data on the needs and requests of regional centers. From this information it became clear that the regulations relating to the use of public roadways needed reform. The cabinet ordered the Ministry of Land, Infrastructure, and Transport (MLIT) to ease the regulations of the Road Law (Douro Hou) without changing the law itself. In 2005 MLIT issued a set of guidelines which would allow public roadways to be used for purposes other than transit.

Also in 2005, the cabinet created an Act for Area Rebirth (Chiiki Saisei Hou) to support regional governments' plans for revitalization. The practice of collecting data, begun with the development of SDSR, had been built upon and improved, while the idea of relaxing road regulation was reinforced with the Act on Special Measures Concerning Urban Renaissance (SMCUR, Toshi Saisei Tokubetsu Sochi Hou), an act intended to help cities recover from the bursting of the economic bubble in the 1990's. The focus of this act was to help Japanese metropolitan areas remain competitive with other Asian metropolises, such as Shanghai or Singapore. To this end, MLIT recently amended both their guidelines and the Road Law, as of March 2016.

Our research found that the needs of the organizers had a significant impact on the relaxation of road use laws. Before issuing the 2005 guidelines, MLIT engaged in a rigorous research process, gathering data on 570 existing events before conducting 41 social experiments relating to events held on public roadways, of which 15 were permanently implemented. In more recent years, as the cabinet has focused more on economic recovery and global competitiveness, the use of public roadways in metropolitan areas has become more common. In this way the motivation and procedures to relax road use regulations have improved significantly.

This increased ease in the processes involved in using public roadways for events, as well as the increase in political motivation to do so, is now effective in the Metropolitan areas. After 18 years, it is the time to rethink how it creates an opportunity for regional centers struggling with the combined issues of depopulation, decreasing birthrate, aging population, and change in industrial structure, to create favorable conditions for their community. By implementing the new civic tools available to them, it may be possible to arrange and customize the use of their public roadways to attract more activity and ultimately, more people.

(2016年9月10日原稿受理, 2016年12月5日採用決定)